

## 羽島市自主防火推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防火活動を推進するため、自治会及び自主防災組織が行う初期消火器具整備事業に要する経費に対して、予算の範囲内で当該団体に助成金を交付することに関し、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費等)

第2条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる初期消火器具1式の購入に必要な経費とする。

- (1) ホース3本
- (2) ホース3本及び管そう1本
- (3) ホース3本及び消火栓ハンドル1本
- (4) ホース3本、管そう1本及び消火栓ハンドル1本

2 助成金の額は、前項各号に掲げる初期消火器具1式について、助成対象経費に別表に定める助成率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）又は助成限度額のいずれか低い方の額とする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ羽島市自主防火推進事業助成金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交付申請書の提出状況等を鑑み、申請額が助成金の当該年度分の予算額を超えると見込まれるときは、当該年度分の新たな交付申請の受付を行わないものとする。

3 第1項の申請書の提出期限は、毎年度11月末日とする。

(助成金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、羽島市自主防火推進事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

(実績報告)

第5条 助成金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の支払いを受けようとする者は、規則第13条の規定による額の確定通知を受けた後に、助成金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、虚偽その他の不正手段により助成金の交付決定又は交付を受けた者に対して、その交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていた場合は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に羽島市自主防火推進事業助成金交付要綱(平成8年3月26日決裁)の規定により助成した助成金は、この告示により助成したものとみなす。

別表(第2条関係)

初期消火器具1式	助成率	助成限度額
ホース3本	3分の1	20,000円
ホース3本及び管そう1本	3分の1	21,000円
ホース3本及び消火栓ハンドル1本	3分の1	22,000円
ホース3本、管そう1本及び消火栓ハンドル1本	3分の1	23,000円